

令和8年 第6回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和8年6月22日 月曜日
2. 総会招集の期日 令和8年6月22日 月曜日
3. 開会の日時 令和8年6月25日 木曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(17名)

1番	平 子 良 之 委員	2番	片 倉 功 委員
3番	小 林 美和子 委員	4番	平 博 之 委員
5番	青 木 久美子 委員	6番	工 藤 俊 昭 委員
7番	渋谷 吉 介 委員	8番	青 木 龍 哉 委員
9番	寺 嶋 嘉 春 委員	10番	安 部 剛 委員
11番	椎 名 一 志 委員	12番	高 橋 忠 委員
13番	鈴 木 憲 一 委員	14番	井 渕 博 昭 委員
15番	鈴 木 淳 一 委員	16番	高 橋 剛 委員
17番	寒 河 江 忠 委員		

6. 欠席委員(0名)

事務局職員出席者

石 塚 典 男 事務局長	鈴 木 由布子 補 佐
井 上 克 俊 主 査	深 瀬 柊 介 主 事

議 事 日 程

令和8年6月25日 木曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第11号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから令和8年第6回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員はおりません。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。それでは、日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。

議席番号11番 椎名 一志 委員、議席番号12番 高橋 忠 委員のお二人にお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第2 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について事務局より説明を求めます。井上主査

◎井上主査

— 報告第10号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件についてご質問ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問がないようですので、報告を終わります。

次に日程第3 報告第11号 非農地証明願について 事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第11号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この3件についてご質問ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

それではご質問がないようですので、報告を終わります。

次に日程第4 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について12件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上主査。

◎ 井上主査

— 議案第19号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。これより担当地区委員の現地調査報告を求めますが、その前に議事を中断します。

休 憩（9：12）

再 開（9：14）

○ 寒河江 忠 議長

議事を再開いたします。

これより、担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1～3は平 博之委員にお願いいたします。

○ 4 平 博之 委員

番号1番ですが、事務局の説明があったとおり、〇〇さんは今、白兔在住であります。実家がちょうど◇◇で、実家の目の前の畑をお父さんが亡くなって相続したところでした。それで今まで耕作していましたが、今回出た案件はちょうど隣接している農地でありまして、一体的に耕作したいということで、●●の方をお願いしたら承諾していただいたということでした。

〇〇さんは白兔ですが、軽トラ、管理機等々は持ち合わせていまして、今現在も実家の方の

畑を耕作しているということで、問題ないというふうに判断しました。

続いて番号2番と3番ですが、譲渡人の方は親子関係の〇〇〇〇さんでありまして、元々成田地区に在住でしたが、今は千葉県の方に移り住んでいます。この農地に関しては、今現在●●●が加工用トマト栽培、一町五反歩くらいある農地を一体化して作っている農地であります。3番に関しては●●●●ですので、まずは問題ありませんが、2番の◆◆◆◆さんに関しては、本来ですと、売買して耕作するのが第一条件なわけですが、今説明したとおり、●●●●でずっと前から耕作しているということで、そこを畦畔をしてまた新たに耕作するということは、ほぼ不可能、また道路にも隣接していないので、難しいかなと思うので、また買ってすぐ●●●●が来年も耕作するということになります。財産の一つとして増やしたという形になりますが、〇〇〇〇さんが持っていては仕様が合わない、◆◆◆◆さんもしようもない。ただ買うだけだという案件で、ちょっと特殊な案件ではありますが、そこをご理解していただいて、審議していただきたいと思います。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に番号4～10は工藤 俊昭委員をお願いします。

○ 6 工藤 俊昭 委員

番号4番から10番についてご説明いたします。この農地はいずれも〇〇〇〇さんや◇◇◇◇さん、また◆◆◆◆の方でかつて耕作しておりましたが、◇◇◇◇さんは縮小、〇〇〇〇さんは農業を辞めておりまして、◆◆◆◆に関しても縮小というか辞めて、その後、中間管理機構に出しましたが、借り手が見つからずマッチング不成立ということで、今回、●●●●は今年できました農業法人であり、今まで農業生産の実績もなく、認定農業者でもないため、今回、中間管理機構で借り手の見つからない農地を3条で契約することになりました。農地の方も耕作放棄寸前のところもあり、今年は農地の整備や農業機械の準備を進め、来年度より耕作するという事です。地主の皆さんも耕作放棄よりマシだということで、今回契約に至りました。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

次に番号11を平子 良之委員をお願いします。

○ 1 平子 良之 委員

はい。私の方からご報告申し上げます。〇〇さんというのは相続で引付いた土地でありまして、長年、●●さんがこの土地については耕作しておりました。今回ようやく前から直売所ができたところの周辺地域については相続で色々揉めておりましたけれども、今回ようやく決着したということでございまして、●●さんが引き続き耕作するということになったわけでございます。●●さん、結構高齢なわけですが、結構まめに畑を作っておられまして、ここも若干窪地ですけれども、今も作付けされておられます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

番号12は私から報告させていただきます。

内容については先ほど事務局から説明があったとおりでありまして、●●さんは現在、耕作している農地は実はないんですね。7年前、田んぼは中間管理事業として貸して、しかしながらこの土地については●●さんの家の真ん前の前庭に接続した畑ということで、ずっと●●さんが管理をしていたと。〇〇さんはここに記載されているとおり、埼玉県在住であるということで、現状を踏まえ、「今までどおり作ってください。お金はいいから」というようなやり取りに至ったというわけであります。3条については耕作要件があるわけですが、●●さんは畑として利用しているので、全く問題ないという判断をします。

○ 16 高橋 剛 委員

はい。質問していいか悪いか分かりませんので、議事を一旦中断させていただきたいと思います。

○ 寒河江 忠 議長

議事を中断します。

休 憩（9：21）

再 開（9：40）

○ 寒河江 忠 議長

議事を再開いたします。

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。農地法第3条の規定による許可申請12件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請12件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

はい。挙手全員であります。よって、議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請12件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第20号朗読後、説明 —

今月は1件でございます。1番 緑町の1筆で地目が田、面積が1,351㎡でございます。権利種別は所有権移転。譲渡人が舟場在住の○○○○、譲受人が●●●●です。転用目的は従業員駐車場の増設のためとなっております。続いて概要ですが、●●●●では、従業員が増えて駐車場が不足しており、現在、工場敷地内の空いている場所を探して置いてはいますが、軒下に置いている等の状況でありますので、駐車場に置いているとは言えない状況が続いております。今後も従業員が増える計画がありますので、申請地を購入して駐車場として整備するために申請するものでございます。なお、こちらは900㎡を超えますので、農地部会長報告案件となります。続いて費用面ですが、土地取得費として総額■■■■万円、造成費として■■■■万円、その他として■■■■万円の総額■■■■万円となっております。要件ですが、当該地は第3種農地に該当するため許可は可能となります。造成は、約30センチの盛土を行います。法面については盛土により隣地の土地と均一になりますので法面に対する措置は行いません。取排水は該当なし、雨水は地下浸透です。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで寺嶋 嘉春 農地専門部会長より現地調査報告を求めます。

○ 9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

今月の農地転用申請のうち、900㎡を超える案件が1件あり、平 博之副部会長、鈴木 淳一委員及び事務局と現地確認してまいりましたのでご報告いたします。

それでは説明に移ります。緑町の案件です。現地確認は令和8年6月18日に行いました。申請地は所有者が○○○○氏、転用事業者は●●●●で、従業員駐車場の増設のためです。位置関係についてです。北側は宅地、南側は公衆用道路を挟んで宅地及び畑、東側及び西側は宅地となっております。建物を設置しないため、周辺の農地に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び農地専門部会長の報告は終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第20号 農地法第5条第1項の規定による許可

申請 1 件について、これを許可することに意見決定いたします。

以上をもちまして、令和 8 年第 6 回 長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9 : 4 5

上記のとおり、令和 8 年第 6 回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に
相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和 8 年 6 月 2 5 日

議 長	会 長	_____	⑩
議事録署名委員	1 1 番	_____	⑩
議事録署名委員	1 2 番	_____	⑩